

学校感染症の種類と出席停止期間について

	病 名	出席停止の期間の基準
第一種	・南米出血熱 ・エボラ出血熱 ・急性灰白髄炎 ・クリミア ・コンゴ出血熱 ・マールブルグ病 ・ジフテリア ・ラッサ熱 ・ペスト ・痘瘡 ・重症急性呼吸器症候群 (病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る)	完全に治癒するまで
第二種	・インフルエンザ (鳥インフルエンザ H5NI を除く)	・発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	・水痘	・すべての発疹がか痂皮化するまで
	・百日咳	・特有の咳が消失するまで。又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・麻疹	・解熱した後、3 日を経過するまで
	・咽頭結膜炎	・主症状が消退した後、3 日を経過するまで
	・結核	・症状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで
	・流行性耳下腺炎	・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が した後、5 日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	・風疹	・発疹が消失するまで
第三種	・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 その他の感染症 手足口病 伝染性紅斑 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 流行性嘔吐下痢症 (感染性胃腸炎) マイコプラズマ感染症 ヘルパンギーナ	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで